

令和 6 年度 加古川市バス対策（県単独補助路線維持）費補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和 61 年規則第 30 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算で定める範囲内で加古川市バス対策（県単独補助路線維持）費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の種類等）

第 2 条 補助金の種類、範囲及び補助率又は額は、別表に掲げるとおりとする。

（定義）

第 3 条 この要綱における用語の定義は、国が定める地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日国総計第 97 号）の定めるところに準じる。

（補助金の交付の申請）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金申請書（県要綱様式第 14-2 号）に次の書類を添えて、市長にその指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 補助対象系統ごとに要する費用（県要綱様式第 14-3 号及び第 14-4 号）
- (2) 補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（県要綱様式第 14-5 号）
- (3) 補助対象系統の運行系統図
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定及び額の確定）

第5条 市長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、これを正当と認めたときは、当該補助金の交付の決定及び額の確定を行い、補助金交付決定及び額の確定通知書（別記様式）により、当該申請者にその旨通知するものとする。

2 市長は、補助申請者が暴力団等（暴力団（加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者並びに暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をいう。以下同じ。）であって、補助金を交付することにより暴力団を利すると認めるときは、補助金の不交付を決定するものとする。

（補助金の経理等）

第6条 補助金の交付を受けた者は、補助金の経理について、その収支状況を明らかにするため、他の経理と明確に区別した帳簿を備えておかねばならない。

2 前項の帳簿その他の補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

（補助金の交付の取消し及び返還）

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件、その他この要綱等に基づく規定に違反したとき。
- (2) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 暴力団等であって、暴力団を利すると認められる補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(遅延利息)

第8条 前条の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、当該補助金を納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年8月30日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第 2 条関係） 県単独補助路線維持費補助金

補助金等の種類	性質	事業費補助
	目的	国が定める地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日国総計第 97 号）及び兵庫県が定める令和 6 年度兵庫県市町振興支援交付金交付要綱に基づき、県と協調して市民にとって必要不可欠なバス路線の維持確保を図るため、民営の乗合バス事業者に予算の範囲内において補助金を交付し、市民の福祉の向上に寄与する。
補助金等の範囲	対象となる者	補助金の交付の対象となる事業者は、次の各号の要件をすべて満たした民営の乗合バス事業者とする。 (1) 補助対象期間における乗合バス事業において経常欠損を生じている者。 (2) この要綱に基づき補助金の交付を受け、引き続き 1 年以上補助の対象となる系統の運行維持を行う者。 ただし、運行維持が困難となる場合において、市長に報告し、その承認を受けたときはこの限りではない。
	対象となる経費	【補助対象系統】 補助の対象となる系統は、次の各号のいずれかに該当する系統とする。 (1) 次のアからキまでのすべてに該当する系統。 ア 生活交通路線（高速バスや観光目的バス等を除く）として、兵庫県生活交通対策地域協議会で認められた系統。 イ 本市と他市町とに跨っている系統。 ウ 平均乗車密度が 2 人以上 15 人以下と見込まれる系統。 エ 1 日当たりの計画運行回数が 10 回以下の系統。 オ 1 日当たりの輸送量が 2 人以上 50 人以下と見込まれる系統。 カ 補助対象期間における当該系統の運行によって得る経常収益の見込額が、同期間の当該系統の補助対象経常費用の見込額に達していない系統。 キ 国が定める地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める地域間幹線系統に該当しない系統。 (2) バス対策（国庫協調補助路線維持）費補助事業の確保維持費補助の補助対象系統のうち、平均乗車密度が 5 人未満のため標準運行回数相当分のみの補助を受ける系統で、前号のウ、エ及びオに該当する系統。 【補助対象期間】 補助を受ける前年の 10 月 1 日から補助年度の 9 月 30 日まで 【対象となる経費】 (1) 【補助対象系統】の(1)に該当する系統に係る補助対象経費は、補助対象系統ごとの補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額とする。この場合、補助対象経常費用の見込額は、当該補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用と地域キロ当たり標準経常費用のいずれか低い額に当該補助対象系統の計画実車走行キロを乗じた額とする。

		また、他の運行系統との競合区間のキロ程合計が当該補助対象系統の 50 パーセント以上であって、当該競合系統の輸送量の和が 1 日当たり 150 人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。 「当該補助対象系統の補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額」 $\times \left(\frac{\text{当該補助対象系統の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該補助対象系統の総キロ程}} \right)$ (2) 【補助対象系統】の(2)に該当する系統に係る補助対象経費は、(1)の規定に基づき算出した額から、国庫協調補助事業の補助対象経費の額及び加古川市バス対策（生活交通路線維持）費補助金の補助対象経費の額を控除した額とする。 (3) 補助対象系統における本市の補助対象経費は、原則として、当該系統の本市に係る運行キロ程が当該系統の運行総キロ程に占める割合に応じた額とする。 (4) その他補助対象経費の算出方法については、国が定める地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表 2 の注釈に準じる。 【補助事業の対象となる経費の限度額】 【補助対象系統】の(2)に係る限度額 補助対象経常費用の見込額の 20 分の 9 に相当する額
補助金等の補助率又は額	補助率	10/10
	補助金の額	①千円未満切り捨て ②補助対象経費の額を限度とする

別記様式（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

加古川市長

年度加古川市バス対策費補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付第 号で申請のあった 年度加古川市バス対策費補助金については、交付要綱第 5 条の規定に基づき、下記のとおり交付することと決定し、併せてその額を確定したので通知します。

記

1 交付決定額（確定額）

運行系統数	補助金の額

2 交付決定の内容

申請番号	運 行 系 統			補助金申請額	補助金の交付決定 及び確定額	備考
	起点	主な経由地	終点			
第 号						
第 号						
第 号						
第 号						
計	系統					

3 補助金交付の条件は、交付要綱第 6 条（補助金の経理等）のほか、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的に反して使用しないこと。
- (2) その他、補助金交付要綱に従って適正に使用すること。